

「しめたもんキャラクター」商標の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、しめたもんキャラクターの商標の使用に関し必要な事項を定めたものとする。

(商標に関する権利)

第2条 商標に関する一切の権利は、志免町商工会（以下「商工会」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 商標を使用するものは、商工会の会員でなければならない。

- 2 商標を使用しようとする者は、あらかじめ志免町商工会会長（以下「会長」という。）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
 - (1) 商標の使用状況がわかる完成見本等（後日提出でも可）
 - (2) その他会長が必要と認める書類

(使用の許可)

第4条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が志免町内外への情報発信および町民へのPRに寄与すると認めるときは、使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、商標の使用方法その他について、条件を付すことができる。

- 2 会長は、使用許可を行ったときは、使用許可証（様式第2号）を申請者に送付する。

(使用の許可の期間)

第5条 商標の使用期間は、使用の許可日からその年度末までとする。ただし、申請者及び商工会どちらかの申し出がない限り、使用期間は自動更新するものとする。

- 2 自動更新は、年度毎におこなわれるものとする。
- 3 商工会員たる資格を失った時は許可を解除する。

(使用の制限)

第6条 商標の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 商工会の信用または品位を害するものとみとめられる場合
- (3) 第3者との利害を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 商標のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) 商標の著しい変更その他商標の使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第7条 商標の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第4条の規程による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用すること
- (2) 当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸ししないこと。

(許可の取り消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合は、許可取消の日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請者の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条の各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他商標の使用継続が不適当であると認められる場合
- 2 会長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 会長は、使用者に商標の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費の負担)

第 10 条 商工会は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 11 条 商工会は、商標等の使用を許可したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、商標を使用した商品等の瑕疵により第 3 者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負い、商工会に迷惑をおよぼさないように処理すること。
- 3 使用者は、商標等の使用に際して故意又は過失により商工会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を商工会に賠償すること。

(事務)

第 12 条 この規程に関する事務は、商工会が行う。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、商標等の使用に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が定める。

附 則

(実施の時期)

この規程は、平成 26 年 8 月 21 日から実施する。

様式第1号

平成 年 月 日

「しめたもんキャラクター」商標使用申請書

住 所 〒

事業所名

代表者名

「しめたもんキャラクター」の商標を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用物件の区分・名称	区分 : <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他 () 商品名等
使用する物件の具体的な内容	※ 使用箇所、使用規格等を記入してください。商品(景品)の場合、販売価格(税込)、販売場所、販売先等を記入してください
特記事項	
申込規約	<input type="checkbox"/> 志免町商工会へ申請商品に関する何らかの責任を問いません。 (□にレ点のチェックをしてください)
連絡先	(担当者名) : (電話番号) : (FAX番号) : (e-mail) :

添付書類

- (1) 使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 食品の場合は、「製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証(写)」、「製造または販売する店舗一覧(任意様式)」

様式第2号

平成 年 月 日

申請者住所

氏名

志免町商工会
会長 伴 義信

「しめたもん」の商標使用許可通知書

平成 年 月 日付で申請のあった商品について「しめたもんキャラクター」商標使用規程により、使用を許可しましたので通知いたします。

記

商品名

許可年月日

事業所名

使用の許可の期間

1. 商標等の使用期間は、使用の許可日からその年度末までとする。ただし、申請者及び商工会どちらかの申し出がない限り、使用期間は自動更新するものとする。
2. 自動更新は、年度毎に行われるものとする。
3. 志免町商工会員たる資格を失った時は許可を解除する。

※ 使用許可された商品について、消費者からの苦情等があった場合、使用者責任をもって対応すること。